

相続税・贈与税の理論*1

国枝 繁樹*2

要 約

遺産行動は、経済全体において重要な役割を果たしており、税制改革に当たっては、相続税・贈与税が相続及び生前贈与に与える影響についても十分勘案する必要がある。過去の相続税・贈与税を巡る論議においては、遺産動機まで踏み込むことなく、アドホックな議論がなされることが多かったが、本稿においては、遺産動機まで考慮した上での望ましい相続税・贈与税の在り方を論じている。

遺産動機についての有力な考え方としては、accidental bequest (偶発的遺産)、altruistic bequest motive (利他的遺産動機)、joy of giving (贈与の喜び)、strategic bequest motive (戦略的遺産動機)等が存在する。Accidental bequest の場合には、100%の相続課税が望ましく、また altruistic bequest motive の下では、相続税は資本課税の一部とみなされ、infinite horizon model 下での最適資本課税理論が適用される。Joy of giving の下では、遺産を残すことは一種の消費とみなされ、最適間接税理論が適用される。さらに、strategic bequest motive の下では、遺産は親への介護サービス提供への対価となり、相続税は一種の労働所得課税となるが、レントが発生している場合には、レントにつき重課とすることが望ましい。

世代間資産移転においては、相続と生前贈与のタイミングの選択も重要な要素である。Accidental bequest の場合には生前贈与のインセンティブは存在しないが、altruistic bequest motive の下では、子の所得の不確実性は移転を遅らせる方向に働くが、子が流動性制約下にある場合は生前の資産移転が促進される。Joy of giving の場合は、タイミングの選択は親の効用関数の形状に依存する。Strategic bequest motive の場合には、早すぎる資産移転で親への介護サービス提供のインセンティブが失われることも、親は考慮する必要がある。実際の相続・生前贈与のタイミングの選択はこうした様々な要因を勘案して決定されると考えられるが、相続税・贈与税が相続・生前贈与のタイミングに対して中立的でない場合には、こうした選択を歪め、社会厚生上の損失を生じさせる。従来我が国の贈与税制は、相続課税の回避を防止するという観点からいわば禁止的な税率設定がなされてきたが、相続・生前贈与のタイミングに関し中立的な税制に改革していく必要がある。

なお、相続税・贈与税を考える上では、租税回避行動の可能性にも配慮すべきである。現在の我が国における相続税・贈与税の租税回避行動は、米国ほど活発ではないが、今後は拡大していく可能性もあるので、留意が必要である。

以上の分析を踏まえ、本稿では今後の我が国の相続税・贈与税の望ましい改革につき論じている。まず、相続・生前贈与のタイミングにつき中立な税制とするため、相続税・贈

* 1 本稿作成に当たっては、財務総合政策研究所税制研究会のメンバーより貴重な御意見をいただいた。ここに感謝の意を表したい。

* 2 一橋大学大学院国際企業戦略研究科助教授

与税を一定期間累積課税に転換していくことが望まれる。また、景気対策のための相続税・贈与税減税については、相続税減税はむしろ消費を抑制してしまい、また中立的な税制を超えて、生前贈与だけを特に優遇することは社会厚生上の歪みをもたらすことから望ましくない。相続税の最高税率については、現在の税率を引き下げる必要性は少ないが、今後のスーパーリッチの租税回避行動の動向は注視していく必要がある。さらに、事業承継のための相続税軽減については、オーナー経営や同族経営が非効率な経営をもたらす可能性を考慮すれば、我が国経済の構造改革の見地からも望ましくないものと考えられる。

最後に、「薄く広く」の方向への税制改革において、「結果の不平等」を「機会の不平等」として次世代に引き継がせないための相続税・贈与税の重要性が増すことを指摘して、本稿の結びとしている。

I. 遺産の重要性

相続税・贈与税については、税収上のウエイト（相続税収の一般会計税収に占める割合3.3%）が小さいこともあり、過去の税制改革論議においても、論議の対象とされることが他の税目に較べ少なかった。相続税・贈与税の課税対象である遺産についても、資産分布への影響等の観点からの研究は存在したものの、広く注目を集めることは少なかった。

しかしながら、Barro (1974) が「利他的遺産動機を勘案すれば、減税は消費行動に影響をもたらさない」という中立命題を打ち出したことから、遺産動機の分析は、マクロ経済学の重要課題の一つとなり、中立命題を巡る論争の中で、様々な遺産動機に関する理論が提示されることとなった。さらに、Kotlikoff and Summers (1981) が、米国の貯蓄のうち、Modigliani のライフサイクル仮説によって説明されるのは2割程度であり、残りの8割近くは遺産に関連したものであると指摘し、マクロ経済における遺産の重要性が広く認識されるようになった¹⁾。

我が国においても、Hayashi (1986) が、ライフサイクル仮説では貯蓄の取り崩しを行なうはずの高齢世代が貯蓄を続けていることを指摘し、遺産動機の重要性を明らかにした。その後の実証研究においても、Barthold and Ito (1992) が、家計の資産の30-40%が相続により形成されたものと推計するなど、遺産の重要性が確認されている。

このように、現在においては、経済活動における遺産の重要性が広く認識されているところであり、税制改革を巡る議論においても、相続税・贈与税の遺産行動に及ぼす影響を十分勘案することが求められる。最近の財政学においては、米国のブッシュ政権が相続税の段階的廃止を打ち出したこともあり、相続税・贈与税の遺産行動への影響につき多くの理論的・実証的研究が進んできている²⁾。本稿においては、筆者自らの研究も含め、最近の研究動向を踏まえ、望ましい相続税・贈与税の在り方について論じていくこととする。

1) なお、Kotlikoff and Summers (1981) に対する Modigliani の反論については、Modigliani (1988) を参照されたい。

2) 米国における最近の相続税に関する研究としては、Gale, Hines and Slemrod (2001) の論文集が代表的である。その中の Gale and Slemrod (2001) は、最近の研究動向についての概観を示している。

II. 相続税に関する伝統的な議論

II-1. 相続税に関する伝統的議論

相続税はきわめて長い歴史を有する税である（相続税の歴史については、例えば、岩崎（1995）参照）が、相続税のあり方に関する伝統的議論においては、「親はなぜ遺産を残すのか」という遺産動機の問題を真剣に考慮することなく、相続税をどのように位置付ければ、所得税その他の基幹課税との関係で、相続税の課税根拠を整合的に説明できるかという観点からのアドホックな議論に終始してきた感がある。

相続税の課税根拠に関する伝統的な議論としては、相続税を所得税の補完税と位置付けるものがある。例えば、2000年7月の政府税制調査会中期答申においては、相続税は「基本的には、遺産の取得（無償の財産取得）に担税力を見出して課税するもので、所得の稼得に対して課される個人所得課税を補完するものと考えられます。」との指摘がなされている。さらに、所得税の補完との考え方を明確にした考え方としては、相続税を被相続人の生前所得の清算課税と位置付けるものがある。同答申では、「相続課税が、経済社会上の各種の要請に基づく税制上の特典や租税回避などによって結果として軽減された被相続人の個人所得課税負担を清算する役割を果たしている面がある」と説明されている。こうした考え方に基づけば、相続税率は所得税率と連動すべきものとされることとなる。平成12年度の税制改正においても、当時の相続税と個人所得課税の最高税率の格差が大きいとの認識から、最高税率の引下げが行なわれたところである。（もっとも、シャウプ勧告は、「経済の営みに対する損害を最小限にとどめ、経済力の不当な集中を最大限に抑えて、一定の税収を経済的上層階級から確保しようとするならば、相続税の最高税率が所得税の最高税率より高い場合にのみこの目的が達せられる。」としてお

り、相続税率と所得税の最高税率の連動という考え方が、我が国の戦後税制において当初より当然視されていた訳ではない。）

しかしながら、相続税を生前所得の清算課税と見る見方は、現行の相続税制を見る限り、当然とは言わざるをえない。すなわち、現行の個人所得税下において、税制上の特典、租税回避等により実質的な負担が軽減されていると一般に指摘されるのは、中小自営業者、農家等であり、また理想的な包括的所得税体系から言えば、住宅の帰属家賃への課税がなされていない点で持ち家世帯も優遇されているものと考えられる。相続税の課税によりこうした負担軽減分を清算するためには、自営業者及び農家の保有する資産、さらには持ち家の住宅の移転に関し、十分な課税がなされなければならないが、実際には、現行の相続税下で制度的に最も優遇されているのが、自営業者、農家および持ち家の住宅を相続する者である。現行の相続税制は、生前の負担軽減分を清算するどころか、所得税における課税上の取扱いの不公平を助長しているものとなっている。

他方、相続税については、富の不平等是正、特に機会の平等確保の観点から重要であるとの考え方も有力である。相続税による富の不平等是正の重要性を強調する議論としては、Graetz（1983）、Aaron and Munnell（1992）等がよく知られている。

II-2. 税制改革論議における相続税の位置付け

諸外国における税制改革の論議においても、相続税の位置付けが論じられてきた。

包括的所得税を基幹税とする税制を目指す立場からは、相続人が受け取った遺産を相続人の所得と考えることで、包括的所得税体系の下に

おける遺産に対する課税を正当化する考え方が存在する。この考え方を突き詰めると、カナダのカーター報告のように、別途、相続税という税目を設けることなく、遺産も所得の一種と位置付け、単純にその年の所得として所得税を課すればよいとの考え方も生まれることとなる。

(実際に、カナダは、1972年に相続税を廃止し、受け取った遺産を所得税の課税対象とした。)

他方、支出税を基幹税とする税制を目指す立場からは、遺産を残すことを被相続人の支出の一種と考え、支出税の課税ベースに含める考え方が存在する。ただし、支出税体系の下では、

資産保有の不平等がより大きくなることが懸念されるため、ミード報告、米国財務省ブループリント等の税制改革案においても、支出税とは別に相続課税を行なうことについても検討がなされている。

しかしながら、このような過去の税制改革論議においても、実際の遺産動機は何かにつき十分な検討がなされることはなく、包括的所得税・支出税といった基幹税との関係で、遺産への課税をどう整理できるかという観点からのアドホックな議論に終始していた感は否めない。

Ⅲ．遺産動機

Ⅲ—1．遺産動機の理論

相続税が個人の行動にもたらす影響を考え、さらに最適な相続税のあり方を考えるためには、なぜ親は遺産を残すかという遺産動機 (bequest motive) の問題まで遡って検討を行なう必要がある。上述のように最近の経済学においては、遺産動機の研究が進んでおり、有力な考え方として、次のような考え方が示されてきている。

(1) Accidental Bequest (偶発的遺産)

親が亡くなれば、親の貯蓄が遺産として子に移転されることになるが、そのことは必ずしも親が子のために意図的に貯蓄を行なったことを意味しない。消費のライフサイクル仮説によれば、親は自らの老後の消費に充てるため、貯蓄を行なう。しかし、親は一定の確率で死亡してしまい、このため、親が自らの将来のために用意していた貯蓄が、いわば偶発的に遺産として子に移転されることとなる。こうした遺産は、accidental bequest (偶発的遺産) と呼ばれている。(Abel (1985))

(2) Altruistic Bequest Motive (利他的遺産動機)

親は子の幸福を思って遺産を残すと考えるの

が、altruistic bequest motive (利他的遺産動機) である。この場合、親の効用は、子の効用の増加に伴い、増加することとなり、親の効用関数は、例えば、次のように示される。

$$U_1 = u(C_1, C_2) + \beta U_2$$

(ここで、 U_1 ：親の効用、 U_2 ：子の効用、 C_1, C_2 ：親の若年期および老年期の消費)

さらに、子が自分の子 (第1世代にとっては孫) の幸福を願い、さらにその子が自らの子 (第1世代にとってはひ孫) の幸福を願い...といった点まで考慮すると、親は、自らの子孫全体の将来を考慮しつつ、その消費および遺産の水準を決めることとなる。

(3) Joy of Giving (贈与の喜び)

親は子の幸福ではなく、子に遺産を残すこと自体から効用を得るとの考え方もある。この場合、親の効用関数には、子の効用ではなく、遺産額自体が含まれ、次のような形を取ることとなる。(Andreoni (1989))

$$U = u(C_1, b)$$

こうした遺産動機は, joy of giving, warm-glow giving, bequest as consumption 等と呼ばれている。(なお, 相続税が存在する場合, 厳密には効用関数に税引き前の遺産額を含めるべきか, 税引き後の遺産額を含めるべきかという問題がある。)

また, joy of giving とは異なるが, 親の効用関数の形が同様になるものとして, capitalist spirit の考え方がある。Caroll (2000) は, スーパーリッチとも呼ぶべき非常に高額な所得を得ている家計が相当額の資産を保有した後も資産を蓄積し続けていることを指摘し, こうした貯蓄行動が, 老後の消費のために貯蓄を行なっているというライフサイクル仮説のみならず, 将来の子孫の消費まで勘案した利他的遺産動機の考えに基づいても説明困難であると論じた。その上で, スーパーリッチの家計が消費のみならず, 資産保有そのものからも効用を得ているとの考え方 (“capitalist spirit” model) を示した。この考え方に基づく効用関数は, joy of giving の遺産動機に基づく効用関数と似たものとなる。

(4) Strategic Bequest Motive (戦略的遺産動機)

Bernheim, Schleifer and Summers (1985) は, 親が遺産を残すのは, 子に親の面倒を見させようとするためであるとの strategic bequest motive (戦略的遺産動機) の考え方を示した。この考え方では, 子は遺産と引き換えに親の面倒を見ることから, exchange motive と呼ばれることもある。この場合の親の効用関数には, 子供による care の水準が含まれる。親が不動産等の主な遺産を, 親と同居した子に対して残すケースは, こうした遺産動機に基づくものとも考えられる。

(5) その他

その他の遺産動機には, 長子相続の考え方 (Chu (1991)) 等がある。最近示された注目すべき考え方としては, 子は親から愛されていることを欲しており, 子に親の愛情を伝えるシ

グナルとして遺産が用いられるという考え方がある。(Bernheim and Severinov (2000))

III-2. 遺産動機の実証研究

理論的に提示された様々な遺産動機は, それぞれ何らかの根拠を持っており, 実際にどの遺産動機が重要なのかは実証研究の結果を待たねばならない。遺産動機の種類により Ricardian Equivalence が成立するか否かが決まることもあり, 米国あるいは日本における遺産動機に関する実証研究が数多く行われてきた。そうした実証研究をここで全て紹介することはできないが, 最近の研究により, 日米とも純粋な altruistic bequest motive のみでは遺産行動を説明できないことが明らかになってきている。

米国においては, Wilhelm (1996) が遺言による基づく相続の多い米国においても複数の子に同額の遺産を残す均分相続が多いことを指摘した。純粋な altruistic bequest motive によれば, それぞれの子の置かれた経済状況に基づき, 遺産額が定められるはずで, 均分相続は純粋な altruistic bequest motive のみにより遺産行動がなされていないことを示している。また, 純粋な altruistic bequest motive の下では, 親子間の所得移転は親の消費行動に影響を及ぼさないはずだが, Altonji, Hayashi and Kotlikoff (1997) は, 生前贈与まで勘案しても親と子の間の所得移転により親の消費行動が変わることを指摘した。

日本については, Horioka (2001) が遺産動機・遺産行動に関する各種調査を分析し, 遺産動機については, 調査対象者の7割から9割が altruistic bequest motive 以外の遺産動機を有していることを示している。他方, 遺産行動についても, altruistic bequest motive に基づくと思われる遺産行動は3割から5割に限られることが指摘されている。

IV. 遺産動機と望ましい相続税制

遺産行動の実証研究からは、実際の遺産行動は単独の遺産動機では説明できず、複数の遺産動機が並存しているものと考えられる。従って、最適な相続税制の在り方について検討する際にも、有力な遺産動機仮説の下では、どのような相続税が望ましいと考えられるかを個別に検討していく必要がある。そのような最適相続税制の研究としては、Kunieda (1989) がある。以下、Kunieda (1989) に沿って、様々な遺産動機の下でどのような相続税制が望ましいかを論じることとする。

(1) Accidental Bequest

Accidental bequest の場合、親は自らの老後のために貯蓄を行なっているのであり、自らが亡くなった後に遺産に課税がなされても親の効用は変化しない。他方、子にとっては、遺産は windfall にすぎず、これに課税しても何ら歪みを生じない。従って、相続税を最大限課税することが税制全体から見て最適ということになる。すなわち、相続税率100%が望ましい。

(2) Altruistic Bequest Motive

Altruistic bequest motive の下では、親の効用関数は、結局、無限に生きる主体と同様の効用関数を持つこととなる。このため、altruistic bequest motive の下では、相続税の資本課税としての側面が重視されることとなる。具体的には、(親の効用を最大化する意味での) 最適課税を考える場合は、無限に生きる主体の下での最適資本課税の理論 (Chamley (1985, 1986)) が応用できることとなる。すなわち、無限に生きる主体の下での最適相続課税は、今後、相続税率を一定の計画に基づき変更することができ、その計画自体が変更されないと信頼されるのであれば、短期的にはなるべく高い相続税率、長

期的にはなるべく低い相続税率、定常状態にはゼロの相続税率が望ましい。(ただし、その性格上、資本の元本部分への課税が難しい資本所得税と異なり、相続税は元本部分までの課税が可能であるため、短期に重い課税を行なうことによる efficiency gains は、相続税の場合の方が大きくなりうる。) また、より現実的に、一定の相続税率に固定し、これを変更しないという税制改革を考える場合には、より高い課税が望ましいとする短期的な要請とより低い課税が望ましいとする長期的な要請のトレードオフにより最適な相続税率が定められることとなる。なお、Kunieda (1989) が指摘したように、資本所得税も利用可能な場合には、資本所得税と相続税の双方が資本蓄積に影響を与えるため、両者の効果を勘案して、最適課税を考えることとなる。この場合、資本所得税と相続税の双方を組み合わせることで、各世代の異時点間の消費に関する代替率と異なる世代の消費の間の代替率の双方を異なるものとするができるため、相続税 (負の税率の場合もありうる) が存在することにより、社会厚生が向上する可能性がある。

なお、最適課税が最大化を図る社会厚生関数に、親の効用だけでなく、子の効用が別途含まれる場合には、親が子の幸福を思うのみならず、社会厚生関数の上でもさらに子の効用にウエイトが置かれるため、社会厚生関数に親の効用だけが含まれる場合に比べ、より相続税を軽減することが望ましくなる。(Kaplow (2001))

(3) Joy of Giving

Joy of giving の遺産動機の下では、遺産は一種の消費財と考えることができる。従って最適相続税を導くためには、複数の消費財への最適課税理論をそのまま適用すればよいこととなる。

すなわち、遺産が余暇 (leisure) に対し代替的なか補完的なか等に応じて税率を設定すればよいこととなる。しかし、普通の消費財と異なり、遺産への課税は、遺産を目的とした貯蓄に影響を与えるため、相続税率は、経済の資本蓄積にも影響を与えうる。しかし、Kunieda (1988) が指摘したように、joy of giving の遺産動機の下では、Ricardian Equivalence が成立しないので、財政政策 (財政赤字または財政黒字) により資本を最適な水準に調整することが可能であり、OLG モデルの下での最適資本所得税の議論 (Atkinson and Sandmo (1980), King (1980)) と同様に財政政策が利用可能ならば、相続税の資本蓄積への影響は考慮することなく、最適相続税率を算出することができる。他方、財政政策による資本水準の調整が活用できないという制約がある場合には、最適相続税率を考える際にも、経済全体の資本蓄積が過小であれば、資本蓄積促進のため、相続税率の軽減が望まれるといった点にも配慮する必要が生じてくる。

実際にどのような相続税率が望ましいかについては、遺産に対する需要弾力性等の推計が必要となってくる。そうした実証研究は数少ないが、Kopczuk and Slemrod (2001) の最近の研究は、米国の相続税率および遺産額に関するマクロの時系列データおよびマイクロデータの分析から、相続税の限界税率の引上げが遺産額を減少させるとの結論を得ている。具体的には、遺産額が、45歳の時点の限界相続税率に関し0.16の弾力性を有するとの推計を行なっている。Holtz-Eakin and Marples (2001) は、この推計値を用いて、米国における最適相続税率の推計を行ない、最適な税体系において、相続税率は資本所得税率より低いとの結論を得た。ただし、最適税率算出に用いられた Kopczuk and Slemrod (2001) の弾力性の推計値は世代間の移転額の実際の変化だけではなく、後述するような生前

贈与、信託制度の活用等による租税回避の効果も含めたものであることに留意する必要がある。すなわち、Holtz-Eakin and Marples (2001) の算出した最適相続税率が資本所得税率より低くなっている背景には、米国の相続税制が比較的容易に租税回避しやすいものとなっていることがある。

(4) Strategic Bequest Motive

Strategic bequest motive においては、いわば遺産は親への介護サービスの提供という子の労働に対する対価となる。その意味では、相続税は労働所得税に相当することになる³⁾。ただし、自分の子による介護サービスと他者による介護サービスの間に代替性があまりない場合には、子にとって、親への介護サービス市場は一種の独占あるいは寡占市場となり、レントが発生する可能性がある。こうしたレントについては、効率性の観点からも課税を行なうことが望ましく、特に高額資産家における遺産については、重課とすることが望まれる。なお、この場合も相続税は遺産のための貯蓄への影響を通じ資本蓄積に影響を与えうるが、strategic bequest motive の下では、Ricardian Equivalence が成立しないので、政府は財政政策によって、資本を最適な水準とすることが可能である。

3) 親への介護サービスが労働のみでなく、資本も要する場合には、介護サービスの提供は投資という側面も持つこととなる。その場合には相続税も、労働所得税のみならず資本所得税の性格を併せ持つことになる。

V. 我が国の贈与税制

子に対する世代間資産移転を図る親にとっては、親の死亡時の相続だけではなく、生前贈与の形でも資産移転が可能である。従って、世代間移転への税制の影響を考える際には、相続税のみならず生前贈与に課される贈与税についても考慮する必要がある。

我が国においては、昭和25年、シャープ勧告に基づき米国の制度と同様の相続税と贈与税を統合した一生累積課税制度が導入されたが、昭和28年には同制度は執行が困難であるとの理由から廃止された。その後、昭和33年に、相続税と贈与税を別個の税制とする現行の税制の基本的枠組みが確立された。

現行の贈与税の位置付けは、税制調査会中期答申によれば、贈与税は、相続課税の存在を前提に生前贈与による相続課税の回避を防止する

という意味で、相続課税を補完するものとされている。このため、現行の贈与税率は相続税率に較べ高く設定され、生前贈与につきいわば禁止的な税制となっている。ただし、死亡前、3年間の間の生前贈与については、遺産額と合計した課税ベースに対し、相続税額を計算し、これより既に支払われた贈与税額を控除することとしており、この3年間については、事実上、いわゆる一定期間累積制度と同様の措置が講じられている。

最近においては、景気刺激の観点からの贈与税軽減を求める意見に基づき、13年度改正で贈与税基礎控除の引上げ（当分の間、60万円→110万円）が行なわれた。また、与党における議論では、子の住宅取得の場合に限定した贈与税非課税も論じられている。

VI. 生前贈与と贈与税制の基本的考え方

VI-1. 遺産動機と生前贈与・相続の選択

親と子の間の資産移転がどのようなタイミングで行われるかは、遺産動機により異なるものと考えられる。以下、様々な遺産動機の下で、どのようなタイミングで世代間の資産移転が行われるかを考察する。

(1) Accidental Bequest

Accidental bequestの考え方の下では、親は自分の老後のためだけに貯蓄を行っており、生前贈与を行なう理由は存在しない。従って、相続・贈与税制にかかわらず、生前贈与は行なわれない。

(2) Altruistic Bequest Motive

一般的には、子の効用は、子の生涯所得によると考えられるため、生涯を通じた資産移転額が重要であり、相続・贈与税が存在しない場合、贈与・相続の時期は重要でない。

しかし、贈与・相続の時期は子の生涯所得の不確実性および子の流動性制約により左右される。すなわち、altruistic bequest motiveの下においては、親は子の生涯所得に応じ、どれだけの遺産を残すことが最適かを決定するが、実際には、子が最終的にどれだけの生涯所得を得ることになるかは、子の人生の早い時点では必ずしも明確ではない。従って、親には、世代間資産移転の時期を遅らせて、子の生涯所得がどの程度のものとなるのか見極めようとするイン

センティブが働くこととなる。従って、子の生涯所得の不確実性は、世代間の資産移転を遅らせる要因となる。

他方、子の効用は、流動性制約が存在する場合には、生涯を通じた消費の平準化を行なうことが可能でなくなるため、子の生涯所得+生涯を通じた親からの資産移転額のみではなく、流動性制約下での所得額（親からの資産移転分も含める）により影響されることになる。この場合、親は、子が流動性制約下にある時点で、資産移転を行なうことで、子の生涯を通じた消費の平準化を可能とし、子の効用を引き上げることができる。子がそうした状況にあることを認識した親は、生前でも贈与を行なおうとするインセンティブを持つ。従って、子に対する流動性制約の存在は、生前贈与を選択する要因となりうる。

Altonji, Hayashi and Kotlikoff (1997) は、こうした要因を明確にした上で、米国の家計につき実証分析を行い、現実の行動がaltruistic bequest motiveで100%説明できないことを指摘した。とはいえ、生前贈与の選択において、altruistic bequest motiveが一定の役割を果たしていることは、McGarry (1999) 等においても明らかにされている。

従って、相続・贈与税制が資産移転のタイミングにつき中立的でない場合、子の生涯所得の不確実性、子についての流動性制約の存在等を考慮して最適な資産移転のタイミングを選ぼうとしている親の選択が税制により歪められることとなる。

(3) Joy of Giving

Joy of giving の場合、生前贈与額と遺産額がどのような形で親の効用関数に入ってくるかによって、生前贈与と相続の間の選択が決まってくる。仮に、生前贈与額と相続額の割引現在価値ベースでの合計額が親の効用関数に入ってくるとすると、相続・贈与税制が存在しない場合には、世代間の資産移転のタイミングは、親の効用に影響を与えないこととなる。しかし、税

引き後の額が親の効用関数に含まれ、さらに相続・贈与税制が資産移転のタイミングにつき中立的でない場合には、親は課税額の割引現在価値が最小となるような贈与のタイミングを選択するものと考えられる。

(4) Strategic Bequest Motive

Strategic bequest motiveの下では、親はいわば遺産を対価として子からの介護サービスを受け取るが、生前に贈与を行なうと、子が親の介護を行なわなくなるリスクがある。(シェークスピアのリア王において、生前に所領を譲ったリア王がその後、長女・次女よりどのような仕打ちを受けたか思い出されたい。) このことは、世代間の資産移転をなるべく遅くしようとするインセンティブを親が有することを意味する。仮に現行の相続・贈与税制と異なり、相続・贈与税制が親からの資産の早期移転を促進する形に変更される場合には、こうした親の選択が歪められることとなる。

(5) その他

なお、最近、提示されたシグナルとしての遺産の考え方 (Bernheim and Severinov (2000)) においては、生前贈与と遺産の情報面での違いに注目している。子は親に愛されていることを欲していることを前提に、親は全ての子にそれぞれへの分配額が明らかな相続においては、均等分配を行なうが、贈与額が他の子には必ずしも明らかとはならない生前贈与においては、最も愛する子に贈与を行なうという説明を行っており、この場合は、生前贈与と相続は単純に代替物とはならないこととなる。

VI—2. 贈与・相続税制と生前贈与・相続のタイミングの選択

上述のようにいくつかの遺産動機の下では、贈与・相続税制の在り方により生前贈与・相続のタイミングが歪められる可能性がある。

米国においては、相続税と贈与税が一生累積課税の形で統合されていることもあり、生前贈

与・相続のタイミングの選択に関し、税制の影響は少ないとの見方も存在する。(Altonji, Hayashi and Kotlikoff (1997), 注4 参照) しかし、最近の研究において、McGarry (2000), Poterba (2001), Bernheim, Lemke and Scholz (2001) は、税制が生前贈与・相続のタイミングに重要な影響を与えているとの結果を得ている。

我が国に関しては、相続・贈与税制の生前贈与・相続のタイミングへの影響を分析した実証研究は筆者の知る限り、存在しないが、生前贈与に対し禁止的な税制を取る我が国では、生前贈与・相続の選択への現行税制の影響はより大きい可能性が高い。

親が、様々な遺産動機と子の置かれた経済環境等に基づき最適なタイミングで、生前贈与・相続を図ろうとする中、相続・贈与税制によりその選択が大きく歪められることは効率上の大きなロスをもたらす可能性がある。また、現代の財政理論においては、課税の公平は個人の生涯効用に基づき論じられるが、世代間の資産移転が生前贈与の形で行なわれる場合と親の死亡時の相続により行なわれる場合で、その世代間の資産移転額の割引現在価値が同額だとすれば、これに異なる税負担を求めることは課税の公平という要請に反するものとなろう。こうした点を踏まえれば、今後の相続・贈与税制において

は、現在の生前贈与に対し禁止的な相続・贈与税制を改革し、生前贈与と相続のタイミングにつき、中立的かつ公平なものとしていくことが求められよう。

特に、最近の高齢化によりその必要性はさらに高くなってきている。現在(2000年)において、日本人の平均寿命は、男子77.64歳、女子84.62歳であり、親からの相続時には、子の世代も中高年となっているのが一般的で、子が既に引退しているケースも珍しくなくなっている。Altruistic bequest motiveの下、子がまだ給与水準も低い若年で流動性制約下にある時期に、親からの資産移転がなされることは子(および親)の効用水準の向上に貢献するが、現在では親の死亡時には、子が既に年齢的に流動性制約下でないケースが多くなってきており、生前贈与に対し禁止的な税制が存在することによる社会厚生上の損失は以前に較べても大きくなってきているものと思われる。

なお、最近における贈与税改革の議論の中で、景気対策の観点から、生前贈与・相続のタイミングに中立的な税制にとどまらず、さらなる減税で生前贈与を促すべきとの議論がなされることがあるが、生前贈与を相続に較べ税制上優遇することは、新たな歪みをもたらし、社会厚生上の損失を増加させる可能性が強く、また課税の公平にも反することに留意する必要がある。

Ⅶ. 相続税・贈与税の租税回避行為

Ⅶ—1. 米国における租税回避

相続税・贈与税は、租税回避のための準備時間が十分あり、高額な税理士・弁護士関連の手数料を支払い得る資産家に税負担が集中している。このため、租税回避が行なわれる可能性が比較的高い税目と考えられる。

特に、米国の場合には、信託制度、生前贈与、慈善寄付等を利用した租税回避が多く行なわれている。このため、米国において相続税は、自

発的に支払いたい者が支払う“Voluntary Tax”(Cooper (1979))と批判されることもあった。こうした租税回避行為に対し、米国において十分な措置が講じられてきたとは言えず、最近においても様々な手法を用いた租税回避が行なわれている。(最近の手法については(Schmalbeck (2001), Scholes, Wolfson, Erikson, Maydew, and Shevlin (2002) Ch. 18参照)

さらに、単に租税回避行為により相続税収が

十分にあがらないというだけでなく、Bernheim (1987) は、相続税回避行為による所得税収への影響まで考慮すると、相続税は税収に寄与していないのではないかとの指摘を行なった。すなわち、相続税回避のため、最高所得税率適用対象の親が生前贈与・慈善寄付を行なうと、生前贈与では適用所得税率の低い子に所得が移転され、また、慈善寄付では、寄付された資産からの所得は、所得税非課税となってしまうため、相続税の租税回避が所得税の大幅減収をもたらす可能性を指摘した。その結果、相続税収を上回る所得税収の減収が発生し、両者を併せた税収額はネットで見るとマイナスになっているのではないかとの疑問を投げかけた。その場合、結果的に高額所得者の税負担が減少することから、所得再分配上も逆効果ではないかとの批判もなされた。米国の相続税が租税回避行為が活発なため、税収面でも所得再分配面でも貢献していないとの批判はショッキングなものであり、米国における相続税を巡る議論に重大な影響を与えた。

もっとも、Bernheim (1987) は、試算例を通じて、そうした可能性を指摘していたが、Poterba (2001) は、現実のデータより、節税手段の活用は限定的との結論を得ているところである。

Ⅶ-2. 我が国における租税回避

我が国においても、課税までの間、長い準備

期間があること、高額資産家に税負担が集中すること等により、相続税につき租税回避を行なおうとするインセンティブは資産家の間では小さくないと思われる。

しかしながら、次のような我が国の事情を勘案すると、米国並みに活発な租税回避行為が行なわれるようになる可能性は現時点では少ないのではないかと思われる。まず、我が国においては、相続財産の相当部分は、不動産、自社株等であり、資産自体の隠匿は難しい。むしろ、各種優遇制度を活用した租税回避が中心であり、各種優遇制度の適切な見直しを図ることにより、租税回避の余地は大きく減少させることができる。また、我が国においては、信託制度、慈善寄付制度の利用自体は、比較的少なく、米国のように一般的に租税回避手段として用いられる可能性は現時点では限られている⁴⁾。

また、資産所得も原則総合課税の米国と違い、我が国においては、現在、資産所得は事実上、分離課税となっており、このため、親から子への資産移転で、Bernheim (1987) が指摘したような適用される所得税率の違いにより生じる所得税収の減収が生じる可能性は少ないと考えられる。

とはいえ、我が国においても、相続税・贈与税のデザインを今後考える際に、相続税・贈与税の租税回避の実態がどう推移していくか注視し、租税回避の可能性を十分考慮に入れた議論が必要である。

Ⅷ. 望ましい相続税・贈与税の改革

以上、本稿においては、様々な遺産動機を前提とした際の相続税・贈与税の相続・生前贈与への影響につき論じてきた。こうした分析を踏

まえ、我が国においてどのような相続税・贈与税の改革が望まれるかにつき考察する。我が国の相続税・贈与税につき論じるべき点は多いも

4) ただし、法制面において日米で実質的に大きな違いがあるわけではなく、実態として相続税回避のために用いられることが我が国において相対的に少ないにすぎない。この点は、佐藤英明神戸大学教授より御指摘をいただいた。

の、ここでは、最近議論されることの多い相続税・贈与税の統合、景気対策としての相続税・贈与税減税、相続税の最高税率の引下げの是非、事業承継と相続税といった4つの論点に絞り、考察することとする。

Ⅷ―1. 相続税・贈与税の統合

我が国の現行の相続・贈与税体系においては、世代間の資産移転につき、相続時の課税を前提としており、生前贈与については、相続税回避を抑制するために禁止的な税率構造とされているため、生前贈与・相続のタイミングの選択につき、中立的でない税制となっている。世代間の資産移転につき、生前贈与のみ差別的に取り扱うことは、多様な遺産動機が並存する下、経済厚生を引き下げることが高いのみならず、課税の公平の観点からも問題が多い。急速な高齢化が進む中、この問題の重要性は、ますます増加するものと考えられ、早急な改革が望まれる。

そもそも、相続税と贈与税の関係には、基本的には、次の3つの類型がありうる。

① 一生累積課税

一生にわたる贈与を累積し、相続を合わせて課税（アメリカ）

② 一定期間累積課税

一定期間にわたる贈与を累積して課税（独仏（10年）等）

③ 暦年課税

暦年ごとの贈与に課税（日本）

※ ただし我が国においても、相続前3年以内の贈与分は、相続財産に加算され相続税の課税対象とされている。

生前贈与・相続のタイミングの選択に関する中立性・公平性からは、一生累積課税が望ましい。（ただし、厳密には、同額の生前贈与と遺産では、そのタイミングが異なれば割引現在価値が異なるため、一生累積課税でも割引現在価値ベースで累積するのでなければ完全に中立にはならないことに留意する必要がある。（Scho-

les, Wolfson, Erikson, Maydew, and Shevlin (2002))) しかし、一生累積課税を行なう場合には、数十年前に行なわれた生前贈与についてまで調整を行なう必要が出てくるが、そうした長期間にわたる生前贈与の記録を行なっていくことが執行上可能なのか、さらに記録が義務付けられていなかった過去の生前贈与の取扱いをどうするかといった執行上の問題が生じるおそれがある。実際、我が国においては、シャウプ勧告に沿い、一度は一生累積課税に移行したにもかかわらず、執行上うまく機能しなかったことから、非常に短期間で一生累積課税を放棄したという経緯もある。

その意味では、執行可能性にも考慮し、ドイツ、フランス等と同様に、一定期間に行なわれた生前贈与のみにつき累積課税（10年ないし15年）へ移行していくことが適当と考えられる。現在、相続前3年以内の贈与については、実質上累積の上、相続税の課税対象とされていることに鑑みれば、この累積期間を10年ないし15年に延ばしていくことで、一定期間累積課税に比較的容易に移行することが可能と考えられる。また、一定期間の累積課税であれば、割引現在価値での調整が行なわれないことの弊害はより軽微なものとなる。

先般の政府税制調査会答申においても、ここに示した望ましい改革の在り方に沿う形で、相続税・贈与税の累積課税化も含め、両者を一体化する方向で検討を行なう方針が示されたところであり、その実現が望まれるところである。

Ⅷ―2. 景気対策としての相続税・贈与税軽減論の問題点

相続税・贈与税の在り方につき、最近頻繁になされる議論として、高齢世代が多額の貯蓄を有していることに着目し、景気対策の観点から、相続税・贈与税を軽減し、若年世代への移転を促進し、消費を刺激すべきであるとの議論がある。

我が国において高齢世代が単純なライフサイクル仮説では説明できないほど多額の貯蓄を

行っていることはよく知られている。このような貯蓄行動の最も有力な説明は、様々な遺産動機（accidental bequest のケースを除く）に基づき、相続を行うための貯蓄を行っているというものである。従って、相続税を軽減することは、一般に貯蓄の促進を図ることであり、消費を刺激するどころか、消費を抑制する政策ということになる。消費刺激のための相続税軽減との主張は理論的に誤りであり、もし相続税制を通じ、消費刺激を図ろうとするならば、むしろ相続税の増税を行う方が望ましいこととなる。

相続税の増税が、消費増加を通じ景気を刺激するという考え方は、マクロ経済学においては必ずしも新しいアイデアではない。マクロ経済学を創始した Keynes の一般理論の最終章において、既に相続税とマクロ経済の関係につき議論がなされている。Keynes は、相続税増税は資産の不平等是正に貢献する反面、消費を増加させ、資本蓄積を阻害するというトレードオフがあるとの議論に対し、需要不足による不況時には相続税増税による消費刺激により景気が拡大するため、投資拡大も期待され、トレードオフが存在するとの議論は必ずしも当たらないことを指摘している。

他方、相続税ではなく、贈与税に関しては、生前贈与と相続のタイミングの選択を歪める現行税制を中立的な税制とすることが望ましいのは上述のとおりである。その際、一定期間の累積課税への移行は、相続税に比較して贈与税を相対的に軽減することになり、生前贈与を促進する。こうした生前贈与は子が流動性制約下でない場合は子の消費パターンを大きく変えることはないが、子が流動性制約下にある場合は子の消費を拡大させる。その限りにおいて、一定期間の累積課税への移行は、消費拡大に資する可能性がある。

しかしながら、生前贈与と相続のタイミングの選択に中立的な税制への改革にとどまらず、景気対策の観点から、生前贈与を税制上、相続に比し優遇すべきとの主張には問題が多い。生前贈与と相続のタイミングは、多様な遺産動機

に基づき親が選択しているものであり、これを政策的に歪めることは課税の公平に反するのみならず、経済厚生上の損失を伴う。また、消費拡大の効果についても、altruistic bequest motive の下、子が流動性制約にある場合等に限られており、その効果は限定的なものとならざるをえない。また、子の住宅取得等の場合に限り、贈与税を軽減するといった議論もなされているが、住宅優遇税制が住宅資本も含めたポートフォリオ構成を歪め、大きな経済厚生上の損失をもたらすことはよく知られており、新たな住宅優遇税制の追加は、中長期的な経済成長を阻害するものとなりうる。総じて、生前贈与・相続の選択に中立的な税制を超えて、さらなる贈与税軽減により消費拡大を図るべきとの主張については、その効果は疑わしく、また生前贈与と相続のタイミングを人為的に歪め、経済厚生上の損失をもたらすなど、経済にむしろ悪影響を与えるおそれが強い。

Ⅷ— 3. 最高税率引下げの是非

相続税の最高税率は現在、70%であるが、その対象はごく少数のスーパーリッチ（各法定相続人の取得金額20億円超）に限定されている。所得税の最高税率との格差、親の労働供給へのインセンティブの阻害等を理由として、現行の最高税率を引き下げるべきとの主張がなされることがあるが、以下の考察に鑑みれば、スーパーリッチに適用される相続税・贈与税の最高税率を引き下げる必要性は少ないものと考えられる。

まず、相続税は所得税の補完税、清算課税だから所得税の最高税率と連動すべきとの伝統的考え方には、所得捕捉に問題があるとされる農業、自営業、帰属家賃等に関係する資産の移転につき、相続税上の優遇措置が講じられていることに鑑みれば、根拠がないと言わざるをえないのは上述のとおりである。

従って、最高税率の在り方についても、最適な相続税制に関する理論的分析に基づき、論じる必要があるが、次のように、現時点において

最高税率を引き下げべき理論的根拠は薄弱と考えられる。

(1) *Accidental bequest* の場合には、100% 課税が望ましく、現行の最高税率はむしろ低いということになる。

(2) *Altruistic bequest motive* の場合には、資本蓄積との関係が重要となってくる。最高税率の引下げは、短期的には経済厚生上の大きな損失をもたらさう。(資本所得課税と異なり、相続税の場合は資産の元本にも課されていることに留意。) 他方、最高税率の引下げは、長期的には相続のための貯蓄増加により資本蓄積を促進することになりうる。しかし、貯蓄不足に悩む米国等と異なり、我が国においては、資本蓄積促進による経済厚生上の利益は限定的と思われる(資本所得課税の経済厚生上の損失に関する八田・西岡(1989)の議論を参照。)、さらに現在の不況下で、貯蓄増強・消費抑制を図るような政策を講じることには問題が多い。

(3) *Joy of giving* の場合には、関連する需要弾力性に基づき最適税率が決まってくるが、我が国においてはそうした推計値が存在しないため、最適税率の具体的な数値は明らかでない。米国の例としては、Holtz-Eakin and Marples (2001) があり、最適相続税率が資本所得税率よりも低くなると推計されているが、上述したように、その主な理由は米国において相続税の租税回避が容易であり、租税回避行動により課税ベースが減少しやすいことにあると思われる。従って、米国のように租税回避が容易でない我が国においては、Holtz-Eakin and Marples (2001) の議論をそのまま適用することは適当でない。

(4) *Strategic bequest motive* の場合には、遺産が親への介護サービスに対する対価であるため、遺産を一種の所得と捉えることにも根拠がある。しかし、その場合もスーパーリッチの家計における相続については、レントが発生している可能性が大きく、レントについては、100% 課税が望ましいことに鑑みれば、相続税の最高税率については、所得税の最高税率より高い税

率が望ましくなる。

なお、相続税の最高税率が高いため、親世代の労働供給のインセンティブが阻害されるとの議論もある。しかし、そうした議論を行なう前に、相続税の最高税率が適用されるであろう我が国の高齢のスーパーリッチに関して、有能な経営手腕を持ちつつも相続税制等の理由から早期引退をしてしまう者が多く見られるのか、それとも経営能力の低下にもかかわらず、勇退が遅れ、企業経営に悪影響を及ぼす者が多いのかを検討する必要がある。我が国のスーパーリッチの行動に関する分析は少ないが、最近のダイエーの事例等を勘案すれば、現在の我が国においては、後者の問題の方がより重要と思われるが、どうだろうか。また、理論的には相続税により将来の相続が難しいとの理由で若いうちから労働供給を減少させる可能性も考えられるが、若年層にとっては自らの子への相続はあまりにも将来のことであり、現実の行動に大きな影響を与えているとは思われない。(シャープ勧告も「多くの場合、継承税は、あまりにもかけ離れていて納税者の感覚にそれほど強く感受されないで、かれの勤労と生産力に対する税の影響はほとんど認められない。」と指摘していた。)

他方、相続税の引下げは、子の遺産受取額を増大させる。遺産受取額が増大により、子は、所得効果により余暇を拡大させ、逆に労働供給を減少させる。こうした遺産が子に与える負の効果を検討して、米国においては、かつて大富豪の Andrew Carnegie が、多額の遺産は結果的に子孫の才能や活力を奪ってしまうとして、多額の遺産を残すべきではないと論じた。また、我が国においては、西郷隆盛の「子孫のために美田を買わず」との言葉が有名である。こうした見方が正しいかを検証した Holtz-Eakin, Joulfaian and Rosen (1993) は、遺産額の増加により子の労働供給が減少することを確認している。親の労働供給に与える影響のみならず、子の労働供給への影響を考えれば、労働供給への影響

を理由に相続税の最高税率を引き下げるべきとの主張はやはり根拠が薄弱と言わざるをえない。

以上、述べてきたように、遺産動機により最適な相続税率は異なるものの、理論的には現在の我が国において、相続税の最高税率を引き下げる必要はないものと考えられる。ただし、最高税率が適用されるスーパーリッチの家計の租税回避行動には注意を払う必要がある。今後、最高税率の適用対象となるスーパーリッチの家計による相続税の租税回避が米国並みに活発化していく場合には、最高税率の見直しが必要となる可能性も否定できない。

Ⅷ—4. 事業承継と相続税

相続税制に関し、相続税が中小企業の事業承継を阻害するとの批判がなされることがある。現行の相続税制においても、いわゆる事業承継税制が存在し、中小企業の評価につき一定の配慮がなされている。中小企業の非公開の株式については、流動性に欠けるため、その適正な評価のために一定の配慮が必要なのは確かである。しかし適正な評価のための配慮を超えて、事業承継によるオーナー経営の存続を優遇する必要があるかについては、疑問がある⁵⁾。

最近のコーポレート・ガバナンスの理論においては、企業の株主構成が事業の効率的運営に影響を与えることが明らかにされている。オーナー経営ではなく、株主と異なる経営者が経営に当たる場合には、株主と経営者の利害が一致しなくなるというエージェンシー問題が生じる。大株主がいない場合には株主に経営者を十分監視するインセンティブが欠け、経営者が私的利益を追求する可能性が強くなる。しかし、

オーナーやその家族による経営にも弊害が存在する。オーナーやその家族が企業経営に付随する様々な特権（私的利益）を享受し、これを承継していこうとすることによって企業の効率的経営が阻害されるおそれがある。また、国枝（2001）が指摘するように、実際には親は子の能力を過大評価する傾向にあり（いわゆる親バカ）、効率的な経営者の選択がなされないおそれもある。Morck, Shleifer and Vishny（1988）は、米国の大企業において、大株主の持分割合が一定の比率を超えて大きくなると、企業の効率性が低下することを指摘し、これを大株主支配の弊害の影響と解釈している。米国以外においても、同族経営が重要な位置を占めるイタリア等において私的利益を追求した経営が行われていることが指摘されている。（Zingales（1994））さらに、カナダにおいて、事業承継がなされた企業と新たに創業された企業を比較した Morck, Stangeland and Yeung（2000）の実証研究においても、事業承継がなされた企業の方が、効率性に劣ることが示されている。こうした実証研究に鑑みれば、相続税が「所得税にくらべて、すぐれた企業経営と産業の能率を妨げることが少ない」とするシャウプ勧告の指摘は正しいように思われ、エージェンシー問題を回避する観点から、相続税上の優遇措置をもって事業承継を促進する意義はあまり存在しないものと考えられる。むしろ、流動性制約の問題が生じる可能性の少ない一定以上の事業規模を有する企業については、相続税の課税により、株式市場での事業公開、あるいは MBO 等を促し、同族経営による非効率性を排除していくことが、我が国経済の構造改革のためにも望まれる⁶⁾。

5) 事業承継と相続税の関係は、米国においても相続税廃止を巡る論争において重要な位置を占めている。相続税の存在が中小企業の発展を阻害するとの意見とそれに対する反論については、例えば Gale and Slemrod（2001）を参照。

6) なお、事業承継ではなく、子によるベンチャー設立の際に親からの遺産がベンチャー企業の直面する流動性制約の緩和に資するという見方もある。（Holtz-Eakin, Joulfaian and Rosen（1994））そうした可能性は否めないものの、ベンチャー振興のためには、裕福な親を持つ子に限らず、真に有能な若者がベンチャー資金の調達ができるよう資本市場整備を図っていくことがファーストベストの政策であろう。

IX. 結語 相続税・贈与税のもたらす「機会の平等」の重要性

最後に、本論においてあまり論じることのできなかつた相続税・贈与税の有する富の再分配機能について述べて、この小論の結びとしたい。現在の税制改革においては、税制による経済活動の歪みを軽減する観点から課税ベースを拡大しつつ、税率の引下げを図る「薄く広く」の方向で改革が進められている。税制による所得再分配を通じた「結果の平等」も重要だが、あまりに高い税率は、インセンティブを阻害し、経済活動に大きな歪みをもたらさう。このため、市場メカニズムの重要性が認識された現在においては、経済活動に歪みをできるだけ生じさせない中立的な税制の構築にウエイトが置かれてきている。こうした「結果の平等」を過度に重視しない税制は、ときに「頑張った人が報われる」税制と表現されることもある。

しかしながら、相続税・贈与税の有する富の再分配機能がもたらすのは、「機会の平等」で

ある。本人の努力や能力と関係なく、親からの遺産額により本人の人生を通じた経済的な豊かさが決まってしまう状況は、「頑張った人が報われる」状況とは言えない。相続税・贈与税のもたらす「機会の平等」は、必ずしも市場メカニズムを阻害するものではなく、むしろ競争条件の公平を図っていく側面を有している。そして、税制一般が「薄く広く」の方向で改革されていく中においては、各世代の生涯の間に生じた「結果の不平等」を、相続税・贈与税の持つ富の再分配機能を通じ、次世代の「機会の不平等」としないことがますます重要となってくる。市場メカニズム重視の中で必然的に生じざるをえない「結果の不平等」を、「機会の不平等」として次世代に引き継がせないための相続税・贈与税の重要性を認識することが、今後の税制改革に求められる。

参 考 文 献

- Aaron, H., and A. Munnell, "Reassessing the Role for Wealth Transfer Taxes," *National Tax Journal* 45, 119–43, 1992
- Abel, A., "Precautionary Saving and Accidental Bequests," *American Economic Review* 75, 777–91, 1985
- Altonji, J., F. Hayashi, and L. Kotlikoff, "Parental Altruism and Inter Vivos Transfer: Theory and Evidence," *Journal of Political Economy* 105, 1121–1166, 1997
- Andreoni, J., "Giving with Impure Altruism: Applications to Charity and Ricardian Equivalence," *Journal of Political Economy* 97, 1447–58, 1989
- Atkinson, A., and A. Sandomo, "Welfare Implications of the Taxation of Savings," *Economic Journal* 90, 529–49, 1980
- Barro, R., "Are Government Bonds Net Wealth?" *Journal of Political Economy* 82, 1095–117, 1974
- Barthold, T., and T. Ito, "Bequest Taxes and Accumulation of Household Wealth: U. S. Japan Comparison," in T. Ito and A. Krueger, eds., *The Political Economy of Tax Reform*, 235–90, University of Chicago Press, 1992
- Bernheim, D., "Does the Estate Tax Raise Revenue?" in L. Summers, ed., *Tax Policy and the Economy Vol. 1*, 113–38, MIT Press, 1987
- Bernheim, D., R. Lermke, and J. K. Scholz, "Do Estate and Gift Taxes Affects the Timing of Private

- Transfers?” NBER Working paper No. 8333, 2001
- Bernheim, D., A. Schleifer, and L. Summers, “The Strategic Bequest Motive,” *Journal of Political Economy* 99, 899–927, 1985
- Bernheim, D., and S. Severinov, “Bequest as Signals: An Explanation for the Equal Division Puzzle,” NBER Working Paper No. 7791, 2000
- Carnegie, A., “The Advantages of Poverty,” 1891, in E. Kirkland, ed., *The Gospel of Wealth* (reprint), 50–70, Harvard University Press, 1962
- Carroll, C., “Why Do the Rich Save So Much?,” in J. Slemrod, ed., *Does Atlas Shrug? The Economic Consequence of Taxing the Rich*, 465–84, Harvard University Press, 2000
- Chamley, C., “Efficient Tax Reform in a Dynamic Model of General Equilibrium,” *Quarterly Journal of Economics*, 1985
- Chamley, C., “Optimal Taxation of Capital Income in General Equilibrium with Infinite Lives,” *Econometrica* 54, 607–22, 1986
- Chu, C., “Primogeniture,” *Journal of Political Economy* 99, 78–99, 1991
- Cooper, G., *A Voluntary Tax? New Perspectives on Sophisticated Estate Tax Avoidance*, Brookings, 1977
- Gale, W., J. Hines, and J. Slemrod, *Rethinking Estate and Gift Taxation*, Brookings, 2001
- Gale, W. and J. Slemrod, “Overview,” in W. Gale, J. Hines, and J. Slemrod, *Rethinking Estate and Gift Taxation*, Brookings, 1–64, 2001
- Graets, M., “To Praise the Estate Tax, Not to Bury It,” *Yale Law Journal* 93, 259–86, 1983
- Hayashi, F., “Why is Japan’s Saving Rate So Apparently High?” in S. Fischer, ed., *NBER Macroeconomics Annual*, 147–234, MIT Press, 1986
- Holtz–Eakin, D., and D. Maeples, “Distortion Costs of Wealth Accumulation: Income versus Estate Taxes,” NBER Working Paper No. 8261, 2001
- Holtz–Eakin, D., D. Joulfaian, and H. Rosen, “The Carnegie Conjecture: Some Empirical Evidence,” *Quarterly Journal of Economics* 108, 413–35, 1993
- Holtz–Eakin, D., D. Joulfaian, and H. Rosen, “Entrepreneurial Decisions and Liquidity Constraints,” *Rand Journal of Economics* 25, 334–47, 1994
- Horioka, C., “Are Japanese Selfish, Altruistic, or Dynastic?” NBER Working Paper No. 8577, 2001
- Kaplow, L., “A Framework for Assessing Estate and Gift Taxation,” in W. Gale, J. Hines and J. Slemrod eds., *Rethinking Estate and Gift Taxation*, 164–215, Brookings, 2001
- Keynes, J., *The General Theory of Employment, Interest and Money*, Macmillan Press, 1936
- King, M., “Saving and Taxation,” in G. Hughes and G. Heal, eds., *Public Policy and the Tax System*, Allen and Unwin, 1980
- Kotlikoff, L., and L. Summers, “The Role of Intergenerational Transfers in Capital Accumulation,” *Journal of Political Economy* 89, 706–32, 1981
- Kunieda, S., “Does the Estate Tax Matter?” mimeo, Harvard University, 1988
- Kunieda, S., “Fiscal Policy in Dynamic General Equilibrium Models,” unpublished Ph. D. thesis, Harvard University, 1989
- Kopczuk, W. and J. Slemrod, “The Impact of the Estate Tax on Wealth Accumulation and Avoidance Behavior,” in W. Gale, J. Hines and J. Slemrod eds., *Rethinking Estate and Gift Taxation*, 299–349, Brookings, 2001
- McGarry, K., “Inter Vivos Transfers and Intended Bequests,” *Journal of Public Economics* 73, 321–351, 1999
- McGarry, K., “Inter Vivos Transfers or Bequests? Estate Taxes and the Timing of Parental Giving,” in J. Poterba, ed., *Tax Policy and the Economy Vol. 14*, MIT Press, 2000
- Modigliani, F., “The Role of Intergenerational Transfers and Life–Cycle Saving in the Accumulation of Wealth,” *Journal of Economic Perspectives* 2, 15–40, 1988
- Morck, R., A. Shleifer, and R. Vishny, “Manage-

- ment Ownership and Market Valuation : An Empirical Analysis,” *Journal of Financial Economics* 20, 293–315, 1988
- Morck, R., D. Stangeland, and B. Yeung, “Inherited Wealth, Corporate Control and Economic Growth : Canadian Disease?” in R. Morck ed., *Concentrated Corporate Ownership*, University of Chicago Press, 2000
- Poterba, J., “Estate Tax and Gift Taxes and Incentives for Inter Vivos Giving in the United States,” *Journal of Public Economics* 79, 179–204, 2001
- Schmalbeck, R., “Avoiding Federal Wealth Transfer Taxes,” in W. Gale, J. Hines and J. Slemrod eds., *Rethinking Estate and Gift Taxation*, 113–163, Brookings, 2001
- Scholes, M., M. Wolfenson, M. Erickson, E. Maydew, and T. Schevlin, *Taxes and Business Strategy* (2nd Edition), Prentice Hall, 2002
- Zingales, Luigi, “The Value of the Voting Right : A Study of the Milan Stock Exchange Experience,” *The Review of Financial Studies* 7, 125–148, 1994
- 岩崎政明, 「相続税を巡る諸問題」, 水野正一編著, 資産課税の理論と課題, 161–87, 税務経理協会, 1995
- 国枝繁樹, 「サプライサイド減税再考」, 国際税制研究第3号, 103–25, 1999
- 税制調査会, 平成12年度税制改正に関する答申, 1999
- 税制調査会, わが国税制の現状と課題—21世紀に向けた国民の参加と選択—, 2000
- 税制調査会, あるべき税制の構築に向けた基本方針, 2002
- 八田達夫・西岡英毅, 「最適資産所得税下の経済厚生と資本蓄積」, 日税研究論集第10巻, 資産課税のあり方, 日本税務研究センター, 1989
- 福田幸弘 (監修), シャウプの税制勧告, 霞出版社, 1985
- 山田濟斎 (編), 西郷南州遺訓, 岩波書店, 1939